

# 電友会大阪東支部規約

第1条 本会は、電友会大阪東支部という。

第2条 本会支部の事務所は、大阪市内NTTビル内に置く。

第3条 本会支部は、会員相互の親睦、福祉の増進、知識の向上をはかるとともにNTTおよびグループ会社の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会支部の会員は、電友会関西本部会則第5条に定める大阪東支部の受持区域に居住する会員および会員の資格のあった者の遺族で入会を希望する者をもって構成する。

第5条 本会支部の目的を達成のため総会その他必要な活動を行う。

第6条 本支部に、次の役員を置く。

支 部 長	1 名
副支部長	若干名
幹 事	10 数名程度
監 事	2 名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名

第7条 役員は、総会において、会員中から選任する。

第8条 本会支部に顧問および相談役を置くことができる。

2. 顧問は、本会支部が属する地域のNTT営業支店等の代表者を推載する。
3. 相談役は、支部長経験者とし、役員会諮り、総会において承認を受けるものとする。

第9条 支部長は支部を代表して会務を統括する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長及び次長は、本会の業務及び会計業務を執行及び総括する。
4. 監事は、年1回本会支部の会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、重任をさまたげない。

2. 任期の途中で選任されたものの任期は、前任者の残存期間とする。

第11条 本部総会の出席者は支部選出の代議員とし支部長が指名する。

2. 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回、臨時総会は必要に応じ支部長が招集する。

第12条 総会は、支部長が議長となり、次の事項を決定する。

(1) 予算、決算 (2) 役員の選任 (3) 規約の変更 (4) その他重要な事項

2. 決議は、総会出席者の過半数の同意を要する。

第13条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成し、支部長が招集する。

2. 役員会は、支部長が議長となり、この規約に定める事項のほか必要と認める事項を審議する。

第14条 通常会費は、次のとおりとし、特に必要あるときは、臨時会費を徴収することがある。

通常会費 年額3,000円(本部費 1,550円 支部費 1,450円)

2. 定年退職後、契約社員雇用期間満了までの5年間会費を免除する。なお、途中退職した場合は会費を徴収するものとする。

第15条 会員が死亡したときは、弔慰を表す。

第16条 本会の運営に要する経費は会費収入からなり、その会計は事務局において管理運用する。

第17条 本会の支部役員(事務専任者)に対しては手当等を支給する。

第18条 本会支部の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本会則の実施上における細部事項は、役員会において別にこれを定める。

## 付 則

- 第 20 条 この規約は、昭和 54 年 7 月 1 から実施する。(第 11 条追加 連絡員、第 15 条 会費改正)
- 昭和 56 年 7 月 18 日 一部改正(第 8 条 相談役)
- 昭和 57 年 7 月 17 日 一部改正(第 6 条 副支部長 1 名増、第 16 条 削除(77 才以上)の会員に対する会費免除)、第 17 条以上順次繰上)
- 昭和 60 年 7 月 13 日 一部改正(第 2 条、第 8 条 2、第 11 条 連絡員、第 15 条 会費、第 17 条 弔慰金)
- 昭和 60 年 9 月 29 日 本都会則一部改正により名称変更 関西電電クラブとする。
- 平成元年 7 月 8 日 一部改正(第 2 条、第 3 条、第 8 条 2、第 14 条)
- 平成 2 年 8 月 4 日 一部改正(第 17 条 会員および配偶者が死亡したときしきみを供える、を追加する。)(第 18 条 事業年度改正但し平成 2 年度は 7 月 1 日~3 月 31 日とする。)
- 平成 4 年 8 月 1 日 本都会則一部改正により名称変更 電友会関西となる。  
規則一部改正(第 1 条、第 4 条、第 15 条)
- 平成 7 年 6 月 17 日 本都会則一部改正(平成 6 年 5 月 25 日)より部会設置  
規約一部改正 (第 11 条 2 項追加)  
本都会則一部改正(平成 7 年 5 月 25 日)より会費改正および部会活動支援費新設(平成 7 年 4 月 1 日実施)  
規約一部改正(第 15 条 会費)
- 平成 8 年 6 月 14 日 規約一部改正(第 8 条 2 項) 顧問
- 平成 9 年 6 月 6 日 本都会則一部改正(第 5 条 平成 9 年 5 月 28 日)  
規約一部改正(第 4 条 会員)平成 10 年 4 月 1 日実施
- 平成 12 年 6 月 8 日 本都会則一部改正 平成 12 年 5 月 24 日 第 11 条 3 項 代議員  
第 17 条 2 項 会員免除(平成 12 年 4 月 1 日実施)
- 平成 12 年 6 月 8 日 規約一部改正(第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条 2 項、  
第 9 条 3 項、第 11 条 2 項抹消、第 12 条 2 項追加、第 15 条、第 15 条 2 項(平成 12 年度から実施)、第 16 条、第 17 条、第 18 条を第 20 条、第 19 条を第 21 条に繰り下げ、第 18 条および第 19 条追加)
- 平成 13 年 6 月 9 日 規約一部改正(第 2 条、第 6 条、第 8 条 2 項)
- 平成 14 年 6 月 8 日 規約一部改正(第 2 条、第 8 条 2、3 項)
- 平成 28 年 6 月 11 日 規約一部改正(第 15 条、3 項追加)
- 平成 30 年 6 月 1 日 規約一部改正(第 15 条米寿削除ただしを追加、第 16 条病気見舞い削除以上繰上)
- 平成 30 年 6 月 10 日 規約一部改正(第 4 修正遺族を追加、第 6 条事務局長追加、第 9 条 3 項追加、  
第 17 条修正配偶者削除)
- 令和元年 6 月 9 日 規約一部改正(第 15 条、2 項削除 5 年間会費免除を追加)
- 令和 3 年 6 月 12 日 規約一部改正(第 6 条、幹事の人数変更、第 11 条廃止、地区委員制を廃止して幹事に統一、第 12 条~19 条の繰り上げ、第 19 条に細部事項を追加)

以上